

奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務の受託者選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務

(2) 業務の目的

世界遺産遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産が多数あるところに立地している奈良県立万葉文化館の展示内容を充実させ来館者の満足度を向上させるとともに、施設の魅力を日本全国、海外に向け発信する。

(3) 業務の内容

奈良県立万葉文化館の概要や魅力を伝えるため、コンテンツを制作する。制作するコンテンツは次のとおりとする。

- ① 飛鳥池工房遺跡ARコンテンツ
- ② 『万葉集』の魅力発信コンテンツ
- ③ 奈良県立万葉文化館コンセプトムービー
- ④ 成果物の納品

詳細は別途配布する「奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載。

(4) 業務委託の期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 委託上限金額

31,845千円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）を限度とする。

(6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県立万葉文化館が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3. 応募資格

応募の時点において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること、（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格名簿に、営業種目Q2（電算業務）、営業種目Q3（映画制作）、営業種目Q7（役務の提供・諸サービス）のいずれかに登録がある者であること。
- (7) 平成31年度から令和5年度の過去5年間において、ARやVR等のデジタルコンテンツの制作、映像作品の制作業務の契約を締結し、誠実に履行した者であること。

4. スケジュール

公募開始（公告）	令和6年11月20日（水）
質問受付期限	令和6年11月28日（木）午後5時必着
質問に対する回答	令和6年11月29日（金）
参加申込書の提出期限	令和6年12月6日（金）午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和6年12月13日（金）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年12月下旬頃
結果通知	令和6年12月下旬頃

5. 公募手続についての説明会 実施しない。

6. 公募型プロポーザル募集要項及び仕様書の配布場所、配布期間等

(1) 配布期間

令和6年11月20日（水）から令和6年12月13日（金）午後5時まで

(2) 配布場所

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10
奈良県立万葉文化館 企画・研究課
TEL 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852
ホームページ <https://www.manyo.jp>

(3) 配布方法

(2)の配布場所にて配布又は奈良県立万葉文化館公式ホームページからダウンロード。

※ただし、配布場所における配布は、奈良県立万葉文化館の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。

※郵送による配布は行わない。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期間：令和6年11月20日（水）から令和6年11月28日（木）午後5時まで

②質問方法：質問票（様式4）により下記あてにFAXにて提出すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

- (2) 質問の提出先
奈良県立万葉文化館 企画・研究課
TEL 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852

- (3) 質問への回答
①回答日：令和6年11月29日（金）
②回答方法：奈良県立万葉文化館公式ホームページに掲載。
※質問者への個別の回答は行わない。
※公表の際、質問者名は明示しない。

7. 応募手続

- (1) 提出先
公募に参加を希望する者は、次に示す書類を、次の担当所属に提出すること。
奈良県立万葉文化館 企画・研究課
〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10
TEL 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852

- (2) 参加申込書の提出
①提出期限：令和6年12月6日（金）午後5時まで【必着】
②提出方法：持参又は郵送による。
※持参の場合の受付は午前10時から午後5時までとする。（奈良県立万葉文化館の休館日を除く。）
※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、提出期限までに必着すること。また、封筒に「奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務委託に係る参加申込書在中」と朱書きすること。
③提出書類：以下の書類各1部
・参加申込書（様式1）
・事業者概要書（様式2）
※会社概要などがあれば添付すること。
・同種業務実施実績（様式3）
※3（7）を満たすことを証明する書類を添付すること。
（契約書の写し・仕様書等、契約の種類及び業務内容が分かる書類）

- (3) 企画提案書の提出
①提出期限：令和6年12月13日（金）午後5時まで【必着】
②提出方法：提出方法：持参又は郵送による。
※持参の場合の受付は午前10時から午後5時までとする。（奈良県立万葉文化館の休館日を除く。）
※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、提出期限までに必着すること。また、封筒に「奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務委託に係る企画提案書在中」と朱書きすること。
③提出書類：以下の書類を10部（正本1部・副本9部）
様式は任意 A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。
次の内容を必ず盛り込むこと。
ア. 業務実施方針
業務の実施方針および企画提案のコンセプトを記載すること。
イ. 業務スケジュール
業務完了までの具体的なスケジュールおよび業務内容を記載すること。
ウ. 業務実施体制
本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる実施

体制について提案すること。

エ. 飛鳥池工房遺跡ARコンテンツ

ARコンテンツのコンセプトや構成を提案すること。

煩雑な操作なくARコンテンツを視聴できるような手法を提案すること。

オ. 『万葉集』の魅力発信コンテンツ

映像作品のコンセプトや構成を提案すること。

カ. 奈良県立万葉文化館コンセプトムービー

コンセプトムービーの構成案を提案すること。

キ. 独自の取組（必須ではない）

本仕様書以外で、独自の提案がある場合は記載すること。

ク. 見積書

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

④作成上の留意事項

- ・提案は応募者1案とする。
- ・日本語で表記すること。（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・1部は製本し、社名等を表紙に記載し、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを正本という。）
- ・社名及び社名を類推できる表現を入れない提案書（これを副本という。）を9部作成すること。

8. 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、奈良県立万葉文化館が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案を1者選定する。

審査予定日：別に通知する日時（令和6年12月下旬頃を予定）

場所：別に通知する場所（奈良県立万葉文化館を予定）

時間：1提案者あたりの時間は25分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分

質疑応答：10分

出席者：審査会場の入室は3名までとし、本業務担当予定者が出席すること。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

(2) 審査内容

提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。なお、評点の配分は別記の審査基準のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。

- ・各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ、審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。

(3) 審査結果

審査結果は、令和6年12月下旬までに企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、選考理由及び結果等に対する問い合わせには応じない。

(4) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ・ 3 に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ・ 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。
- ・ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ・ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ・ その他不正な行為があったとき。

9. 業務委託契約の締結について

- (1) 上記 8 により選定された者は、速やかに委託者と協議を行い、契約を行うこと。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の 10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号に該当する場合はこれを免除することかできる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続きを行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の 6 割以上であった場合に限る。
- (4) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10. 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 錠第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請け契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県立万葉文化館が当該契約等の解除

を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅延なくその旨を奈良県立万葉文化館に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が10の(1)から(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

12. その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。